

各論点の中間整理（議論の到達点）

<「意見・提言」について>

- ◎ 予算審議を踏まえた「意見・提言」の必要性については、全国的な実施状況も踏まえ、見直しの可能性も含めて議論したが、議長諮問の趣旨も勘案し、府議会の権能を高める観点から必要であり、継続する。
- ◎ 「意見・提言」の取りまとめ方・内容のあり方等については、これまでの調査内容や委員発言を踏まえ、さらに協議し、次の点について、議論をまとめていくこととしてはどうか。

○ いわゆる「2会派ルール」の取扱い

【論点1】意見は分かれており、答申として、意見の一致点をみいだせる点はあるかどうか。

〔
【意見1】今までどおり「2会派ルール」でよい。
【意見2】この際、「取りまとめルール」をなくす。
（ルールをなくすとした場合、まとめることができるのか。）
【意見3】新たな「取りまとめルール」に見直す。
（「2会派ルール」に代わる新たな案をどうするのか。）
〕

○ 「意見・提言」の内容・形式

【論点2】内容・形式の見直しは必要か。
（項目数の増減や予算と決算の性質を踏まえた差別化は必要か。）

○ 「意見・提言」の実施方法

【論点3】これまでの方法（閉会後に知事に手交）によるか、（一部議会で実施されている）本会議で委員長が報告するか、または、両方を実施するか。

<「請願・陳情」の処理・審査について>

- ◎ 請願は府民の権利であり、「多くの府民からの請願」は「重み」として受け止めるものであって、ルールに基づくこれらの請願の請願者数が多かったとしても、そのための処理・審査のあり方の検討は必要ない。
- ◎ 「請願者の説明機会の確保」の必要性については、請願者が説明できる府議会の仕組みはあり、過去には実績もある（資料3 参照）が、ルール・運用の見直しについて検討が必要かどうかも含めて意見が分かれていますので、その他の委員発言も踏まえ、さらに協議し、次の点について、議論をまとめていくこととしてはどうか。

○ 「請願者の説明機会の確保」のあり方

【論点4】意見は分かれており、答申として、意見の一致点をみいだせる点はあるかどうか。

〔意見1〕請願者が説明できる仕組みはあるので、今までどおり、請願趣旨を理解するため委員長が必要と認める場合に実施するルールでよい。

〔意見2〕請願者の説明機会を確保し、請願者の「思い」を直接聞くことが、請願趣旨をしっかりと理解するために必要

○ 「請願」の処理・審査

【論点5】審議・処理の合理性の観点から、検討が必要な点はあるか。
(紹介議員が異なる同一会派・同一請願の場合、文書表が大量になるが、紹介議員を誰にするのかは請願権の一部であるので、紹介議員を同一にするルールは不可。その上で、検討できる点があるかどうか。)

○ 「陳情」の処理・審査

【論点6】検討項目上「陳情」も含まれているが、これまで議論がなく、この際、検討が必要な点はあるか。